

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 喜多 正敏

### 1 日時

平成 24 年 9 月 4 日（火曜日）

午前 10 時 4 分開会、午後 14 時 33 分散会

（休憩 11：59～13：01、13：19～13：23、13：25～13：25、13：56～13：57、  
13：57～13：57、14：06～14：08）

### 2 場所

第 5 委員会室及び岩手県立療育センター

### 3 出席委員

喜多正敏委員長、高橋但馬副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木博委員、樋下正信委員、  
神崎浩之委員、関根敏伸委員、飯澤匡委員、木村幸弘委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

葛西担当書記、菊地担当書記、千田併任書記、菊池併任書記、三田地併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 環境生活部

工藤環境生活部長、伊藤環境生活部副部長兼環境生活企画室長、  
谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、津軽石環境生活企画室特命参事、  
伊勢環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、  
玉懸環境保全課総括課長、大泉資源循環推進課総括課長、  
小野寺自然保護課総括課長、千葉青少年・男女共同参画課総括課長、  
小向県民くらしの安全課総括課長、岩井県民くらしの安全課食の安全安心課長、  
後藤県民くらしの安全課県民生活安全課長、高橋県民くらしの安全課消費生活課長、  
中村廃棄物特別対策室再生・整備課長、松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長

#### (2) 保健福祉部

小田島保健福祉部長、浅沼保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、  
菅原医務担当技監、川上医師支援推進室長、高橋保健福祉企画室企画課長、  
野原医療推進課総括課長、藤原健康国保課総括課長、岡村地域福祉課総括課長、  
鈴木長寿社会課総括課長、千田障がい保健福祉課総括課長、  
菅野児童家庭課総括課長、今野医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 継続調査（保健福祉部関係）

「岩手県立療育センター」

(2) 環境生活部関係審査

（請願陳情）

ア 受理番号第4号 東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願

イ 受理番号第39号 放射能汚染対策を求める請願

(3) 保健福祉部関係審査

（請願陳情）

ア 受理番号第46号 医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願

イ 受理番号第47号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願

(4) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○喜多正敏委員長 おはようございます。ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、継続調査を行います。お手元に配付いたしております日程のとおり、岩手県立療育センターに出向いて調査を行います。

なお、さきの当委員会で決定いたしましたとおり、請願陳情の審査につきましては昼食の休憩の後、午後1時から審査いたしますので、御了承願います。

それでは、バスで移動いたしますので、玄関前まで御移動願います。

〔現地調査〕

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第4号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願及び受理番号第39号放射能汚染対策を求める請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、受理番号第4号については、請願項目のうち1（2）、3及び4、受理番号第39号については、請願項目のうち3、4（1）及び4（2）でありますので、御了承願います。

当局の参考説明を求めます。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 それでは、お手元に配付してございます環境福祉委員会資料1をごらんいただきたいと思えます。

先般8月の常任委員会で説明いたしました内容から変更になっているところを重点に説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料をめくっていただきまして2ページをごらんいただきたいと思えます。スケジュールの③でございます。エネルギー・環境に関する選択肢に関する国民的議論ということで、今回パブリックコメント、エネルギー・環境の選択肢に関する意見聴取会の開催並びに討論型世論調査が実施されたところでございます。また、これらの調査が終了した後に支持率等の意味を検証する有識者会議が開催されているところでございます。

それでは、それぞれの内容につきまして説明させていただきます。まず1つ、③のポツの1番目でございます。パブリックコメントが7月2日から8月12日にかけて実施されております。約8万9,000件の意見が寄せられたところでございます。その結果につきましては、原発の割合ゼロパーセントが最も多く約87パーセント、次に原発の割合20～25パーセントが8パーセントで、原発の割合15パーセントが1パーセントという状況になっております。

なお、その他の部分がございますけれども、それについてはそれぞれ三つのシナリオのパーセンテージを足している関係で、その他の部分については割愛させていただいております。以下の表についても同様な形になっておりますので、御了承いただきたいと思えます。

次に、エネルギー・環境の選択肢に関する意見聴取会の開催でございます。全国11都市で開催をされております。この意見聴取会には約1,300人が参加してございまして、意見表明者は136人となっております。意見表明者のそれぞれのシナリオに対する支持率につきましては、原発の割合ゼロパーセントが68パーセント、次に原発の割合20～25パーセントが16パーセント、次に、原発の割合15パーセントが11パーセントという内容でございます。

また、それぞれの会場にいらした方たちへのアンケート調査がございまして、これらについての割合についても原発の割合ゼロパーセントが35パーセント、同様に原発の割合20～25パーセントが6パーセント、原発の割合15パーセントが2パーセントというような状況でございます。

次に、討論型世論調査の実施でございます。これにつきましては、無作為抽出世論調査と討論フォーラムの前後のアンケートという形で実施されてございます。無作為抽出世論

調査につきましては、約 6,800 人への電話調査が実施されてございます。その割合が表のとおり原発の割合ゼロパーセントが 27 パーセント、次に原発の割合 15 パーセントが 14 パーセント、原発の割合 20～25 パーセントが 10 パーセントという形でございます。

討論フォーラム前後のアンケートでございますけれども、討論フォーラム前につきましては原発の割合ゼロパーセントが 41 パーセント、原発の割合 15 パーセントが 18 パーセント、原発の割合 20～25 パーセントが 13 パーセントになっております。討論フォーラムを経た後の状況でございます。討論フォーラム後でございますけれども、原発の割合ゼロパーセントが 47 パーセント、原発の割合 15 パーセントが 15 パーセント、原発の割合 20～25 パーセントが 13 パーセントということで、それぞれこのように 6 パーセントふえたり、3 パーセント減ったり、横ばいというふうな状況でございます。

なお、b の事前調査の欄でございますけれども、これにつきましては無作為抽出世論調査の方で、この討論フォーラムに参加した方が 285 人でございますけれども、それらの方が無作為抽出世論調査で回答した状況でございます。参考まででございます。

これらのデータにつきましては、有識者会議にて検証会合が開かれてございます。その結論といたしましては、大きな方向性としては少なくとも過半の国民は原発に依存しない社会の実現を望んでいる。一方では、その実現に向けたスピード感に関してはいろいろな意見が分かれているところというふうなところでございます。

また、パブリックコメントなど原発ゼロの意思を行動で示す国民の数が多いという背景には、やはり原子力に関する政策決定のあり方に対する不信、そして原発の不安が極めて大きいという現実があるのではないかとございまして。

また、2030 年のエネルギーミックスの数字よりも、国民につきましては大きな方向性の中でどういう経済社会を築いていくかに関心が高く、またどの戦略を選択すればいいか、いかなる懸念が顕在するかが明らかになってきているので、政府におきましてはこうした懸念に対して真摯に向き合って現実的な解を提示していくのが重要だというふうな結論というふうになっていると、この会合では結論づけておりました。以上でこの表につきましては説明を終了させていただきます。

次に、④のところでございますけれども、8 月に革新的エネルギー・環境戦略を決定する見込みでございますけれども、ずれ込んでいるというふうな状況でございます。説明につきましては以上でございます。

○喜多正敏委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑、意見がないようでございますので、本請願についての取り扱いを決めたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 お諮りいたします。1 件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第 4 号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電か

らの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○渡辺幸貫委員 この請願項目1と2の中に(2)というのがありますよね。例えば、政府は定期点検中の原子力発電所を再稼働させないこと、そしてまた請願項目3には、政府は原子力発電所をゼロにする期限を区切ったプログラムを策定し、原子力発電所から撤退することと、こういうふうにありますよね。

さきほど事務局からパブリックコメントの内容については御説明がありまして、このことは新聞の紙面にも載っておりましたが、経済界であるとか中小企業団体のほうからも電力コストが上がった中で日本はどうやって生きていくのだというふうなことが盛んに言われている中で、ではそれにかわるものはなかなか難しいのではないかとということなのですが、特に発電所の場合にはバックアップ電源というのは必ず必要であって、特に自然エネルギーの場合には風がとまったりおてんとうさまが照らなかつたりすれば必ずバックアップ電源が必要ですから、発電所とすれば二重コストとなり、我々国民はそれを負担しなければならないということを本当に国民の全部がそう意識しているのかということだと思います。そういう中で原発の占める位置というのは非常に大きな位置を占めていると思うので、そのバックアップ電源についての議論というのはまだまだ少ないのではないかなと思ったりしています。現実的に今バックアップしているのは関西電力株式会社大飯原発3、4号機のようなところが現実的に動かしてバックアップをしているのだと思うのですが、そういうことに私たちは目をつぶっていいのかということだと思います。それと世界の潮流が確かに、ここにドイツ、スイス、イタリア等の流れに合致すると書いてありますけれども、それ以上に原発をつくる国のほうが多くて、それこそ原子力爆弾にイランのように提供するというような発電所もあって騒がれているところもなきにしもあらずですが、世界全体とすればやはり原発に依存する割合が次第にふえていくだろうと、その後の新聞なんか見ているとそういうふうに見えるのです。ですから、この文面であるとおりに、ドイツ、スイス、イタリアが世界の流れに合致するということが本当にそうかということ、世界全体では原発がやはりふえてきているのではないかなと思うのです。

ですから、本当に日本の国の経済ということとか、原発が決していいとは思わないのですけれども、将来的にはそれなりにいくにせよ、パブリックコメントの結果の中でゼロシナリオが多いからということが決して国民総意とは私は思わないので、やはり次第、次第に原発依存度は下げていくべきだという考え方は国民の中にも多いかとは思いますが、一概にこの請願の内容まで私は合意が至っていないのではないかなというふうな思いがしてならないのですが、それが私の意見でございます。

○木村幸弘委員 私は、基本的にまず請願の取り扱いについては採択すべきだということ、採決を求めたいというふうに思っております。

今いろいろと渡辺委員のほうからも御意見がありましたが、基本的に世論は脱原発という方向へということになったわけです。覚悟とある意味期待を持っているような調査結果を

出しているのではないかなというふうに思っていました。例えば討論型世論調査についても、討論をし、その実態やこれからの可能性やさまざまな問題点を明らかにしていくことによって、その結果として数字の中で原発の割合ゼロパーセントの割合を高めていったということは結果として出ております。これはやはり確かにエネルギー政策に対する心配や懸念、今お話のあったバックアップの問題、万が一の場合どうするのだという議論、いろんなことが国民的な議論の中でされていくことは非常に大事なことでありますし、そういった方向の中で丁寧な取り組み、対応というのが必要だろうというふうに思いますが、しかし流れとしてやはり今回の福島第一原発事故を含めて、あるいはこれからの将来、本当に原発に依存していただけていいのかというところに大きな不安を感じていると言わざるを得ない点を考えると、そういった意味ではぜひ前に向かってそのエネルギー政策のあり方そのものを変えていこうという方向性を示していくことが多分重要ではないかなと、そんな中で原発依存からの脱却ということが重要だろうというふうに思っています。

それから、先般新聞等の論説である新聞に載ってございましたけれども、今夏のいわゆる電力供給量が足りない、心配されると、猛暑が続いている今日の中で大変心配された部分もありましたけれども、やはり国民の意識あるいは企業、経済活動を含めて一定の意識改革がこういった事態だからこそ逆に進んでいっているというふうなことも言えるのだろうというふうに思います。

そういう中でエネルギー政策のあり方を含めて、その可能性を常に次の段階として脱原発の形の中に求めていこうという、私は今大きな機会、チャンスとしてとらえるべきではないかなと思いますので、そういった観点からも再稼働についても今夏の事態を冷静に見れば本当に再稼働が必要だったのだろうかという疑問符さえつくわけでありまして、そういった問題を含めてこの請願の願意、趣旨についてぜひ理解を示し、採択をすべきだというふうに思っております。

○飯澤匡委員 この請願が提出されて以来申し上げているのですが、私の一つの論点はやはり政策の変換が今求められているのではないかと。短期的には、まさしく今原発を全部とめて私たちの経済活動がどうかという懸念はもちろんあります。しかし、今考えていかなければならないのは、そういう国民的な関心も強まり、やはり政策をきちっと転換させていくという動きを見せていくことということにしっかりと重きを置かなければならないのではないかと。そういう観点からいって、受理番号第4号は今の私たちにすべて当てはまるかどうかという部分については疑問な点もありますが、大局的な部分から見て政策の転換という意味からして、これは採択をしてもよかろうと、いいのではないかなというような思いをしております。これは1件ごとでしたか。

○喜多正敏委員長 その部分については、これからお諮りさせていただきます。

○飯澤匡委員 一応受理番号第4号については以上です。

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 では、再開いたします。

本請願については請願項目によって意見が異なりますので、請願項目ごとに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、本請願の中で請願項目の1（2）を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立少数であります。よって、請願項目1（2）は不採択と決定いたしました。

次に、請願項目3を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立少数であります。よって、請願項目3は不採択と決定いたしました。

次に、請願項目4を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立全員であります。よって、請願項目4は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第39号の放射能汚染対策を求める請願の取り扱いはいかががいたしますか。休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 では、再開いたします。

本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 本請願については請願項目ごとに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本請願の中で、まず請願項目3を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立少数であります。よって、請願項目3は不採択と決定いたしました。

次に、請願項目4（1）を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立少数であります。よって、請願項目4（1）は不採択と決定いたしました。

次に、請願項目 4（2）を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立全員であります。よって、請願項目 4（2）は採択と決定いたしました。

先ほど一部採択と決定いたしました請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものであります。そのうち受理番号第 4 号の請願項目のうち 4、受理番号第 39 号の請願項目 4（2）につきましては、再生可能エネルギー施策の推進を求めるものとなっておりますが、さきの 2 月定例会において 3 月 21 日の本会議に各会派共同提案により再生可能エネルギーの導入・普及促進に向けてさらなる制度拡充や法的規制等の見直しを求める意見書が提出され議決されております。参考までに、さきの 2 月定例会において 3 月 21 日の本会議で議決されました意見書を配付いたしますので、ごらんいただきたいと思います。

〔意見書配付〕

○喜多正敏委員長 当職といたしましては、さきの 2 月定例会において 3 月 21 日の本会議で議決されました意見書に、先ほど採択と決定された請願事項の趣旨が含まれておりますことから、当環境福祉委員会としては次の定例会において意見書の発議は行わないこととしたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から次期最終処分場の整備について発言を求められておりますので、これを許します。

○大泉資源循環推進課総括課長 産業廃棄物の管理型最終処分場の整備について検討を開始いたしましたので、御報告をいたします。

環境福祉委員会資料 2 の次期最終処分場の整備についてをごらんいただきます。まず、県内の今後の産業廃棄物の管理型最終処分場の現状についてでございますが、他社から産業廃棄物の処理を受託できる産業廃棄物処理業者が設置しております処分場は 4 施設でございます。このうち 3 施設につきましては、自社排出分の埋め立てがほとんどであったり、あるいは残容量が少ない、こういった状況がございまして、奥州市江刺区にございます一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンターが県内の管理型最終処分の約 98 パーセントを担っている状況でございます。

いわてクリーンセンターでは、東日本大震災津波による産業廃棄物等を平成 23 年度からの 3 カ年度で 10 万トン受け入れる計画でございまして、これに伴いまして埋め立て終了時期が当初計画より 4 年ほど早まり、平成 32 年度末となる見込みでございます。

新しい管理型最終処分場の建設には、用地が決まりましてから環境影響評価や工事に通常 6 年程度を要するものと見込まれますことから、建設主体が県または民間のいずれかの場合でありまして平成 25 年度末までには建設候補地の選定が必要と考えられ、こうした

ことから検討を開始したところでございます。

次に、建設候補地選定までのスケジュールでございますが、本年度には基本方針検討委員会による検討を経て整備基本方針を定め、平成 25 年度には各候補地調査を行い用地選考評価委員会の選考評価等を受けて候補地選定を想定しております。

なお、御参考までに平成 33 年度初頭の供用開始に向けた全体スケジュール案もあわせてお示ししております。

次に、資料の裏面をごらんいただきます。整備基本方針たたき台でございますけれども、社団法人岩手県産業廃棄物協会、一般社団法人岩手県建設業協会、社団法人岩手県工業クラブ、岩手県商工会議所連合会、農業協同組合岩手県中央会など 10 団体への要望調査の結果などをもとにたたき台を作成いたしました。昨日外部有識者による第 1 回基本方針検討委員会を開催し、御検討いただいたところでございます。

基本方針検討委員会の会議資料につきましては、遅くなりましたが、環境福祉委員会の委員の皆様にはあす配付させていただきたいと考えております。

選定範囲のところの全県という選択肢及び運営主体のところの P F I という選択肢に網かけをしておりますけれども、10 団体の 6 団体がそのような選択をされ、さらに全ての団体が施設整備等に県の関与を望まれております。

また、昨日の基本方針検討委員会では、委員から埋め立て容量の決定に当たっては災害対応容量も考慮するののかといった御質問ですとか、県が関与しないことにはこのスケジュールには間に合わないのではないか、そういうふうな御意見等を頂戴したところでございます。

本年度内にはさらに基本方針検討委員会の開催を予定しておりまして、その検討結果をもとに関係機関との調整を経て整備基本方針を策定し、来年度中の候補地決定に結びつけたいと、そのように考えているところでございます。

次期最終処分場の整備についての報告は以上でございます。

○喜多正敏委員長 ちょっとお伺いしますが、昨日基本方針検討委員会で配付した資料はあす配付するということですか。

○大泉資源循環推進課統括課長 遅くなりましたが、あす、委員の皆様にお時間を見て配付させていただければと、そのように思います。

○喜多正敏委員長 きょうは当委員会が開催されているわけですが、本日配付しない理由は何かあるのですか。

○大泉資源循環推進課統括課長 実は結果のところまで詳しくまとめるという部分がありましたけれども、ちょっと遅くなってしましまして、今簡単に整備方針検討委員会の委員の方の御意見を紹介させていただきまして、それもまた詳しくまとめますけれども、とりあえず資料を配付させていただきたい、そのように考えます。

○喜多正敏委員長 整備方針検討委員会の委員の意見の結果も含めてあす配付するということですか。それとも資料だけを配付するということですか。

○大泉資源循環推進課統括課長 資料のほうは配付させていただきたいと思います。今録音どりのものを起こしていきまして、あすはとりあえず資料だけを配付させていただきたい、そのように思います。

○喜多正敏委員長 資料に基づいて報告をして、その上で報告を受けるというふうなことが本来であれば当委員会の説明について欲しかったなという感想を持ちました。

ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○佐々木博委員 PFIでやるメリットは何なのでしょう。

○大泉資源循環推進課総括課長 運営主体につきましては、いろいろな団体からこういった御意見が出ましたということで、これから御検討いただこうとしているところです。

ちなみに、奥州市江刺区にございます一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンターは財団法人方式となっておりますし、九戸村にございますいわゆる第2クリーンセンターについては、これはPFIとなっております。最終処分場に関しては、実はPFIというのはまだ例が少ないようでございます。今後そういったことも検討していきたいと、そのように考えております。

○佐々木博委員 総論賛成でも、各論で具体的にということになるとなかなか地域住民の理解を得るのが大変難しく、それでどうしても公共関与でやるのが一番スムーズにいくだろうということなのでしょうけれども、ただPFIというのはもともと民間のノウハウをうまく活用してやるということであって、日本のPFIというのは随分と形が変わっているのだけれども、基本的には、PFIというのはBTO方式なのです。BTO方式なんていうのは本場イギリスで一つもありません。それで、民間のノウハウを使ってやる施設として、PFIでやる施設としてうまくいくのではないかとされている例の一つが実はこの廃棄物の処分場だと、物の本ではよくそう書かれてはおりますけれども、ただ行政がPFIで恐らく設計からそれぞれの民間のノウハウを使ってやるということになりますと、地域住民の理解を得るための公共関与でやる部分と、PFIで民間のノウハウに従ってやるという部分で、比較検討の部分が結構難しいところが出てくるのではないかなというふうに実は私は思っております、PFIでやるのが決して悪いということではないのでありますけれども、公共関与の部分とPFIを尊重してやるという部分と、どちらに重点を置きながら考えて臨んでいくかというところの難しい面が出てくるのではなからうかと思いましたので、ちょっと質問させていただきました。以上です。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって環境生活部関係の審査を終了します。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の請願陳情について審査を行います。受理番号第46号医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願を議題といたします。その後、当局から説明することはありませんか。

○野原医療推進課総括課長 先般当委員会におきまして関連する事項といたしまして、夜勤交代制労働者の労働時間等の勤務実態と、また若年層の退職の背景にある具体的な要因等について関連する資料をということでお話をいただいたところでございます。

お手元に配付してございます資料の追加記載の部分につきまして御説明をいたします。恐れ入ります、資料の3ページをお開きください。3ページの3、看護職員の労働時間等の状況についてでございます。まず、看護職員の交代制勤務についてでございますが、県内の病院における交代制勤務の状況は三交代制が70パーセント、二交代制が20パーセント、その他、これは二交代制と三交代制を病棟によって使い分けている、混合しているものでございます。こちらが10パーセントとなっており、経年で見ますと二交代制やその他の病院が増加傾向にあり、また全国的に見ましても二交代制が増加傾向にございます。

ここでいう二交代制といいますのは、1日を日勤、夜勤に2分割をしましてシフトを組む勤務形態であります。こちらは、夜勤回数は抑えられるものの、夜勤の時間が長時間に及ぶことがございます。三交代制は、1日を日勤、準夜勤、夜勤に3分割してシフトを組む勤務形態でありまして、勤務と勤務の間隔が短時間となる場合、これは例えば日勤帯で勤務をいたしまして準夜勤帯に少し休憩時間を挟んでまた深夜時間に夜勤帯という形でまた勤務をすると、そういったような勤務と勤務の間が短いと、こういったような勤務形態もシフトによってはあり得るといふことです。

おめくりいただきまして4ページにまいります。夜勤の時間についてでございます。看護職員の夜勤労働時間に関する県内の統計ですが、これは労働サイドの統計で医療、福祉分野という形でまとまっております。これは労働サイドの統計で医療、福祉分野という形でまとまっております。看護職員に特化した資料ではございませんが、全国的な調査を見ますと三交代制における夜勤の拘束時間は8時間から9時間未満が最も多く82.2パーセントとなっており、二交代制では16時間から17時間未満が54.2パーセント、17時間以上が33.5パーセントであり、16時間以上の夜勤を行っている割合が87.7パーセントとなっております。

次に、夜勤勤務回数についてでございます。県内の病院における月の平均夜勤回数は、三交代制で7.4回、二交代制で4.5回となっております。

同様に、平成22年度に公益社団法人日本看護協会が実施した国の調査によりますと、三交代制では月8.5回、二交代制では月4.5回であり、三交代制では県のほうがやや少なくなっております。

なお、法令に基づくものによりますと、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく基本指針では、看護師1人当たりの夜勤回数は月8回以内とするように努めることとされてございます。

次に、時間外労働についてです。平成20年に公益社団法人日本看護協会が実施いたしました調査によりますと、病院で勤務する看護師が所定時間外に労働した時間数は月平均23.4時間となっており、月60時間を超える者の割合は4.3パーセントとなっております。

次に、5ページにまいりまして、若年者の退職の理由でございます。平成22年度の本県

の調査でございますが、30歳以下の病院看護職員の退職理由は転職、別の職場に移るが最も多く33.8パーセント、以下、結婚21.8パーセント、出産育児6.8パーセントなどとなっております。

転職の背景となる社会的要因でございますが、またページをめくっていただきまして6ページでございます。こちらも全国的な調査でございますが、いわゆる看護職員の職場における悩みや不安や不満の状況です。看護職場における悩み、不満で最も多かったものとして医療事故を起こさないか不安である。以下、業務量が多い、看護業務以外の雑務が多い、新人指導や委員会参加等求められる役割が多い、給料が低い、休みがとりづらい、労働時間が長いなどと続いております。

これを若年層で見ますと、20歳から24歳では1位が医療事故を起こさないか不安である、給料が低い、業務量が多いとなっております。同様に25歳から29歳でも1位が医療事故を起こさないか不安であるといったような形で、近年の医療の高度化、専門化、またいわゆる平均在院日数の短縮による業務の密度が濃くなっていくといったようなこともあって、こういった医療事故を起こさないか不安であるといったようなものが背景としてあるように理解しているところであります。看護職員関係につきましては以上でございます。

**○鈴木長寿社会課総括課長** それでは、引き続きまして介護職員関係の労働時間あるいは若年者の退職状況について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料の8ページをお開きいただきたいと思います。3までにつきましては前回と同様でございますので省略いたしまして、4の労働時間等についてから御説明を申し上げます。

介護職員のほうにつきましては、岩手県のデータがございませんことから、全国調査をもととした説明とさせていただきます。ごらんいただいております表は、介護労働実態調査と申しまして、財団法人介護労働安定センターが毎年10月1日現在で調査しているものでございます。この対象になっている職員につきましては、正規、非正規合わせた状況になっております。ごらんいただいておりますとおり、平成20年度から平成23年度までの4年間を比較してみますと、1週間当たりの労働時間数につきましては平成20年度の38.4時間が一番多い時間となっておりますが、以降それほど差が大きい状況のようです。1週間当たりの残業時間数につきましても4.8時間から5.3時間、およそ5時間程度ということになっております。1カ月当たりの深夜勤務回数ですが、この深夜勤務回数というのは表の下に※印で注記しておりますところの夜10時から朝5時までの勤務でございますが、平成21年度から平成23年度のいずれも4.5回ということになっております。

続きまして、5の若年者の退職につきましてでございます。直接の若年者の退職に係るデータがございませんでしたので、勤続年数、若年者の退職状況につきましては賃金構造基本統計調査から見ましてホームヘルパー、福祉施設介護員とも全産業計に比べまして勤続年数が短いことから、若年者の退職も多いものと推察されます。

9ページで詳しく御説明をいたします。9ページはこの男女別の表でございます。産業

計で見ますと男女の比率がおおむね男性7、女性3の割合が介護職員のホームヘルパー、福祉施設介護員になりますと逆転しまして、男性が約3、女性が7というふうな比率が変わってまいります。

勤続年数では、男性のほうを見ますと、産業計13.3年が、介護職員ですと4年から5.4年、女性のほうはそれほど差が大きくなり、勤続年数は産業計が9年に対して介護職員は約6年ほどとなっております。平均年齢を見ましても、女性のほうは産業計が約40歳であるのに対して、介護職員が44歳から40歳程度、賃金状況を見ますと、女性のほうは産業計で24万8,800円であるのに対して、介護職員はホームヘルパーが21万3,800円、福祉施設介護員が21万円となっております。これを男性のほうで見ますと、産業計36万200円に対してホームヘルパーが23万1,200円、あるいは福祉施設介護員が22万9,400円ということで、およそ13万円ほどの開きが出ております。このことが勤続年数にも大きく影響しまして、男性の場合は産業計で13.3年の勤続年数が、介護職員ですと4、5年というふうな状況になってございます。

(2)の退職の理由でございますが、これは平成22年度介護労働実態調査によるものでございます。この調査によりますと、仕事の不安についての悩み、不安等に関して回答が多かった項目は、仕事内容の割には賃金が低い、人手が足りない、有給休暇がとりにくいであります。利用者等の項目では、利用者に適切なケアができていないか不安がある、介護事故で利用者へのけがを負わせてしまう不安があるでございます。

これらの上位の項目につきましては、職員全体でも20代の職員でも共通しておりますが、特に20代の職員につきましては上位の回答項目の割合が高くなっております。

このことから、これらのことが退職の主な理由と判断されております。賃金につきましては、先ほどの男女別のところで御説明しましたとおり、福祉施設介護員、ホームヘルパーとも産業計に比べ低い状況にあり、男性職員でその差が顕著となっているものでございます。以上、御説明申し上げます。

○喜多正敏委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○木村幸弘委員 今の御説明にちょっと質問したいのですが、看護師の特に夜間勤務の関係でいわゆるシフト、三交代制、二交代制の御説明がありましたけれども、三交代制、二交代制のいわゆるメリット、デメリットなり、評価というものをどのように考えていくのかということ、それから交代のシフトの仕方いわゆるマンパワーとの関係性をどういうふうに見ているかというふうなこと、その辺のところをもし実態等から御所見があればお伺いしたいと思います。

○野原医療推進課総括課長 三交代制、二交代制についてでございます。こちら病院の機能、また病院の中でも病棟というのでしょうか、診療科の特性であるとか、入院されている患者の特性等に応じてさまざま夜勤の実態というのは個々あるのではないかと考えてございます。したがって、その三交代制、二交代制、どちらがいい、悪いというよりも、さまざまな勤務形態の中でこういった形態が一番看護職員の方々にとって勤務しやすい

いだとか、負担が少ないのかということでも今各病院の現場が悩まれているところなのではないかと思っております。

そういった意味で、マンパワーとの関係で申しますと、これはもう多ければ多いほどそれにこしたことはない。病棟の婦長からは、いわゆる勤務表というのをつくるのに非常に苦労されているという話をいつも伺います。そういった意味では日勤から夜勤の間隔が短いという勤務時間をなくすためには当然人手が多く必要でございます。また、夜勤回数も減らしていくということを目指すためには当然人手も多くなっていくということで、こういった回数、勤務時間を短くする、夜勤の回数を減らしていくということを目指すためには、やはり大きな目で見ますとやはり看護職員の人数の確保というのが必要であろうということでは皆さん認識一致しているのではないかと思います。

一方で、人員体制を厚くしていくということに関しては、やはり経営的な側面というのでしょうか、病院のマネジメントする立場からの御意見というのもあろうかと思います。そうした中で、今現場のほうでは日々御努力されている。また、我々もこういったような背景について、先ほど御説明したとおり若手の方々の不安、悩み、病棟の勤務についての不安などもございます。そうした新人の看護職員の研修体制の充実でありますとか、また働きやすい職場の研修、体制、好事例の御紹介であるとか、あとは指導する看護職員の方々への研修といったものを実施しておりますが、そういった点でさまざまな観点で取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

本請願についてはいかが取り扱いいたしますか。

○樋下正信委員 継続。

○木村幸弘委員 採択をお願いします。

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

本請願については継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第 47 号子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○藤原健康国保課総括課長 あらかじめお手元のほうに配付をしております資料の 2 ページでございます。下線部分の 5 をごらん願いたいと思います。

先般、8 月 1 日の常任委員会におきまして所得制限についての御質問の中で一部お答えができなかったことがありましたので、お答えをいたします。

就学前の子供を育てている世帯のうち乳幼児医療費助成事業において所得制限を受ける世帯、受けない世帯の割合についてでございますが、県では世帯のデータを持っておりませんので、子供の数の割合で一つの目安としてお答えをいたしたいと思います。平成 23 年度の乳幼児医療費助成事業における受給者数が 4 万 9,226 人、就学前の乳幼児人口が平成 23 年 10 月 1 日現在で 6 万 4,509 人でありますことから、助成を受けている子供の割合は約 76.31 パーセント、残る 23.69 パーセントの子供が所得制限等により助成を受けていないものというふうに見込まれるものでございます。

以上です。

○喜多正敏委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木博委員 決して悪い請願ではないというふうに思います。特に今の我が国の医療制度を見比べて、高齢者にはどちらかというと優先的で、子供たちに対しては薄いというところもありますし、そういった点では大いに傾聴に値する請願ではないかなというふうには思います。

ただ、今県からいただいた資料を拝見しますと、例えば全項目実施すると 17 億 9,000 万円、約 18 億円の負担になるわけです。この 18 億円が今の時点で県の財政の中で果たしてやれるのかどうかということもまた考慮しなければいけないのではないかなというふうには思っています。例えばこういうことだけではなくて、今回の東日本大震災津波の災害の被災者の医療費の免除が 9 月末で切れるということで、国民健康保険なんかでは引き続きやると言っているところもありますけれども、全国健康保険協会は財政の負担が大変で、9 月末であとは面倒を見れないだとか、本当に保険によってもいろいろ違います。そういったことを考えますと確かに本請願も傾聴に値する請願ではあるということは思いますけれども、とりあえずいつまでも継続というのもあると思いますから、私は今回は不採択にさせていただいて、しかしながらこの問題については、これも含めて子供の医療のあり方とか医療費のあり方について検討していくということはもちろん必要だと思いますけれども、今回はこの財政負担のことを考えて個人的には不採択でもやむを得ないのではないかなという意見を申し上げておきます。

○飯澤匡委員 先ほどの請願のときにも採択、不採択を求められたときはいいかと思った

のですけれども、要は最終的には財源措置、そして負担と給付の問題にかかわると思うのです。医療サービスは手厚く、そしてまた我々の次世代の子供たちを育てるために必要な部分も確かに、問題点は御指摘されていると思うのですが、やはり財源をいかにして確保するか、それから先ほど申し上げたように我々ほどの程度税という形で、別な形もあるかもしれませんが、負担をしながら、これは全くその財源の裏づけがなければできない。先ほど佐々木委員の御指摘もあったように、高齢者に対する福祉の観点と子供に対する部分のアンバランスな部分は、これは佐々木委員おっしゃるような中で解決をしていかなければならない問題だと思います。のべつ幕なしというのは適切かどうかはわかりませんが、要求するものはとりあえず採択していこうというのではちょっと我々はそういう立場にはないのではないかというふうに思っておりますので、現在各地方自治体でできる限りの努力をもって助成措置を講じているわけですが、中学校卒業まで拡大した場合の県費の影響とかかなり過大な部分もあるということもございますので、私も不採択でもやむを得ないのではないかというふうに考えております。

○木村幸弘委員 今お二方の委員からも非常に慎重、しかし、思いが非常に伝わるような御意見をいただいて、私もある種同感をいたします。やはり総体的には拡充を求める思いというのは非常に重要だなというふうに私も認識しております。

ただ、請願項目別でいえばやはり具体的な项目的なところではいろんな検討性の必要があるという部分も感じております。そういう意味でいうと慎重にならざるを得ないという項目もあるというふうに思います。

そこで、私自身そういう点から言えば、今の本県における取り組みは実施できないと判断するにしても、国に対して求めている請願項目5の例えばペナルティーの問題であるとか、いろんな制度的なものの充実強化を図るという点を求めているのはやはりやってもいいのではないかというふうにも思っているところなのですけれども、そういった点でもし請願項目5などを生かすことができないかというふうにも思っているところもありますので、そういった意見を申し上げさせていただきます。

○喜多正敏委員長 ほかにごいませんか。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**神崎浩之委員** 先ほど佐々木委員からも話題がありましたけれども、被災者の医療費免除の延長の件です。これは請願も出されておまして、9月末までということでありまして、どういうふうな状況になっているのか、まず最初にこれを実現するために国の役割、県の役割、それから市町村の役割、負担、これについてまず制度的なことを教えていただきたいと思います。

それからあとは、医療費といっても関連することがいっぱいあるわけなのですが、国民健康保険の関係とか、介護保険の関係とか、後期高齢者医療制度の関係とか、それらについてもあわせて医療費の面というふうなこともあります。その辺の整備の仕方について教えていただきたいと思います。

まだまだ市町村によって対応が決まっていないところもあるわけなのですが、仮に内陸に住所を引っ越された方、この方たちが内陸の市町村ではどういうふうな対応になるのかなということも非常に心配なことでありますので、まず初めにその辺を教えてくださいというふうに思っています。

○**藤原健康国保課総括課長** 今回の東日本大震災津波により被災いたしました被災者の方々、特に国民健康保険、それから介護保険、後期高齢者医療制度の被保険者の方々、制度がほぼ同じような形になっておりますので、私のほうからまず総括的な部分のお話をさせていただきます。

まず、現状でございますけれども、御承知のとおり現在住家が全半壊したなどの一定の要件に該当する方については一部負担金、利用料について免除されてございます。そして、その免除に要した費用の全額を国が補填するというような特別な財政支援が行われております。この財政支援は9月30日までとなっております。

それでは、10月1日以降どうなるかということでございますが、国からの事務連絡がございまして、今般、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの支援策が国から示されてございます。これにつきましては、減免額が一部負担金、利用料の所要額の3パーセント、後期高齢者医療は1パーセントでございますが、これを超える市町村についてはその減免に要した費用の10分の8を特別調整交付金の交付対象とするということであり。つまり被害が大きかった沿岸の市町村が減免を実施した場合でございますけれども、10分の8は国の特別調整交付金が受けられることとなりますけれども、10分の2は市町村国民健康保険あるいは介護保険等、市町村の負担になるというような状況になります。

それから、被害が少ない内陸の市町村が減免を実施する場合がございますが、これは特に被害が少なかったところでございますので、先ほど申しました国の要件でございまして所要額が3パーセントに満たないということも考えられます。その場合には市町村が減免を行った場合におきましても全て市町村の負担というような形になります。

本県につきましては、このように国からの連絡を受けましたが、被災地の住民、市町村の状況から考えますと、まだまだ大変な状況にあるということでございますので、現在行っております国による財政支援を9月30日までで打ち切ることなく10月以降も引き続き

国において減免した費用の全額を補填するよう、これは8月10日に福島県、宮城県、そして岩手県の3県連名で国に対して要望をしているところでございます。

それから、神崎委員からの御質問ございました10月1日以降市町村の一部負担金の免除に関する延長の取り組みの状況ということでお尋ねがございましたが、これはまだまだ事務的にこちらのほうで市町村から聞き取りをした部分でございますので最終確定ではございませんが、県内多くの市町村が今のような状況を鑑みましてこの一部負担金の免除について継続するというような形で行う準備を進めているというふうに聞いてございます。

○小田島保健福祉部長 今の説明で若干補足をいたしますが、先ほど御質問では国、県、市町村の制度的なかかわりというふうにお話をいただいております。それで、市町村とのいろんなやりとりの中でやはり続けたいという、そういう御希望もございます。県としては、市町村が例えば2割を負担するところをその半分は県で負担をしたいということで今制度設計を考えております。

それから、それは8割国から交付金が来るところについてはそれでいいわけですが、来ないところ、先ほど減免額が一部負担金、利用料の所要額の3パーセントですとか、あるいは後期高齢者医療制度の場合1パーセントに満たない市町村の場合におきましては、その8割の部分については、これは県で負担したいというふうに考えまして、結論から申しますと被災者の方の人数が多くても、少なくとも市町村の負担は10分の1で済むような、そういうことで今制度設計を考えているところでございます。

○神崎浩之委員 もう9月になっているのに、我々のせいでもあるのですが、なりわいの再生が全然進んでいないわけです。どんどんお金はなくなっていくというふうな中で、いろんな不安がある中でも医療費というのは非常に心配な面があるということであります。今お話を伺いますと、県のほうでも10分の2の分の10分の1を支援する。それから、内陸についてもということなのですが、これぐらいやれば全市町村というか、対象になる市町村は動いてくれるのかなというふうなことをちょっとお聞きしたいのと、それから宮城県、福島県はさきほど組み立てが進んでいるという話だったのですが、それもあわせて全市町村というか、対象の市町村がぜひ心配なく実施できるように早く組み立てして進んでいただきたいなと思います。

○藤原健康国保課総括課長 神崎委員おっしゃるとおり、これは内陸も含めてすべての市町村、全県が統一した形で行う必要があります。例えば住んでいるところによって一部負担金の免除が受けられないということは、やはりこれは非常におかしいことだというふうに思いまして、我々のほうでも先ほど小田島保健福祉部長がおっしゃいましたように県のほうが助成をしながらこういう形で市町村の後押しをして、ぜひとも市町村のほうで被災された方々がいる市町村につきまして行うように今後とも働きかけをしてまいりたいというふうに思います。

それから、宮城県、福島県の状況でございますが、これもまだまだ宮城県、福島県も現在その制度をつくっているところでございますけれども、新聞報道とかいろいろな情報に

よりもすと、まず宮城県でございますが、国民健康保険につきましてはやはり一部負担金については延長を行う。ただ、介護保険についてはやらないようなことは聞いてございませぬし、後期高齢者医療制度については広域連合が負担して行います。そこには県費の支援が入らないようなことも聞いてございます。

それから、福島県でございますが、やはり同様に国民健康保険につきましては県の支援を行っていく。ただ介護保険につきましては延長を行わない。それから、後期高齢者医療制度については、広域連合のほうで現在どうするかということを検討中であるというふうな情報を得ております。以上でございます。

**○関根敏伸委員** 今の神崎委員の質問に関連いたしますが、大体10月以降のスキームにつきましては理解をいたしました。県の支援があったとしても10分の1の市町村負担というのは生じてくることになるのだと思いますので、まさに県内で市町村格差ができないような県の御指導等をお願いをしたいなというふうに思っております。

それで確認ですが、これは国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度等々の一部負担金、利用料がすべて今のような取り扱いになるというふうに理解をしていいのかどうか。

これと、あと今まで保険料等も減免をされていたかと思うのですが、10月以降の保険料等の取り扱いについてはどういう方向性を描かれていらっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

**○藤原健康国保課総括課長** 関根委員おっしゃるとおり、これまで9月30日までの医療費または国民健康保険税等に関しましては全額国が補填をしているという状況でございました。今までこちらのほうから説明をさせていただきましたことについては国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の一部負担金または利用料、利用者の方々または被保険者の方々が例えば医療機関の窓口でお支払いをする部分についての免除ということのお話をさせていただきました。

それでは、例えば市町村のほうで、市町村国民健康保険に直接税としてお支払いをする部分について10月1日以降どのようなようになるのかというお尋ねでございますけれども、同様に国のほうからの連絡で次のような課題が浮かび上がったところでございます。

一部負担金と同様に、国の特別調整交付金が受けられるためには、これまでの要件に加えて市町村民税の減免を行っていることが要件とされております。この要件は、一部負担金と違って、保険料、税に関してのみ適用されているものでございます。ただし、これは現状におきまして大きな被害を受けた被保険者の方々はそのも市町村民税が大きな被害によって非課税の状況になっておりますので、減免云々ということではないわけです。実際に減免は行われておりません。このままの要件では市町村等は国が示した支援の対象にはなりません。

それから、平成24年度の保険料、税については賦課決定通知済みでありまして、減免諸手続によりまして市町村の事務量が增大するというような課題もございませぬ。

このような課題もございませぬから、今後ともこの保険料、税の減免につきましては市町

村等と協議をしながら県の支援を引き続き協議していきませんが、直ちに実施するという事は難しい状況であるというふうにご考えてございます。

○**関根敏伸委員** 保険料は、非常に国の対応が何となく腑に落ちないような対応でありますので、ある意味で言うと理解に苦しむなというふうにご思っております。今すぐに結論が出せないような状況であると思いますが、国のほうへさまざまな要求等もしていただきながら方向性を至急見つけていただきたいと思いますというふうにご思います。

また、あわせて午前中に岩手県立療育センターを視察させていただいたのですが、障がいを持った方々の福祉サービス等についてもたしか被災地の方々にとっては減免等々の措置があったのではないかとというふうにご記憶しておりますが、今現状どうなっているのかということ、あわせてこれが10月以降どういう方向性になるのかもお知らせをいただきたいと思っております。

○**千田障がい保健福祉課総括課長** 関根委員おっしゃいますとおり、障がい福祉サービスの利用者につきましても免除措置を実施しておりました。これは国の財政支援が、やはり9月30日までとされております。そういうことから県としましては10月以降の財政支援を要望しておりますけれども、現段階で国のほうでは支援の継続はないということでございます。このことから、先ほど来お話しされております介護保険等の利用者と同様に、障がい福祉サービスの利用者につきましても10月以降引き続き免除措置が受けられるよう県として財政支援を行いたいと考えております。介護保険等と障がい福祉サービス利用者について類似のサービスということになりますので、均衡を失することのないようにしたいという考え方でございます。

○**関根敏伸委員** ありがとうございます。心強い方向性が示されても、ぜひ障がい福祉サービスの減免につきましても至急制度を固めていただきたいと思いますと思っております。

あと、最後になりますが、先ほど佐々木委員からも触れられておりましたが、全国健康保険協会の自己負担分については、私も報道でしか知りませんが、10月1日からほぼ自己負担が復活するというふうな報道があったやに記憶しております。その場合、同じ県内でも地域によって国民健康保険に加入されている方と全国健康保険協会に加入されている方では窓口負担に相当の格差が出てくるというふうな状況になるのかなというふうにご思っております。県はこれをどのように把握をされていらっしゃるのか。そして、県としてできる対応等があるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

○**藤原健康国保課総括課長** 全国健康保険協会につきましては、実は補助分を含めまして国が直轄で行っているものですので、県のほうといたしまして、例えば今の段階で持ち得ている情報についてをお伝えをさせていただければと思っております。

全国健康保険協会におきましても昨年の2月末まででございますか、保険料の減免、それから一部負担金の免除につきましても実施いたしまして、これに要した費用につきましても国から補助金という形で直接全国健康保険協会のほうに補助をされている状況でございます。それから、3月1日から9月30日まで全国健康保険協会のほうは一部負担金の免除

の仕組みを、これは全国健康保険協会独自の自主財源というような形で全国にいる被保険者の支援を受けて実施されているというふうに聞いてございます。

このように、全国健康保険協会自体は、国のほうで直轄して例えば指導なり補助を行っているもの、それから通常の給付費につきましても国が直接補助をしているような状況の中で、国のほうの3月までの一部負担金等の免除に係る補助打ち切りというような形を、それを延ばして自主的な取り組みの中で9月30日まで行って来たというふうに聞いているところでございます。

ただ、全国健康保険協会の被保険者の方々はサラリーマンの方というふうな形になりますが、全国健康保険協会自体も被保険者の方々が仕事についていることに加えて震災発生から時間がたっていることなどを考慮して全国健康保険協会のほうではこの一部負担金の免除について9月30日をもって終了するというふうな決定をしたというふうに聞いてございます。というような状況でございます。

○飯澤匡委員 きょうの一部報道、あときのお報道があったところですが、今ちょっと国会が機能してなくて、財源の措置も非常に難しい状況に陥っています。それで、地方交付税についても、さきほど予算調製課にちょっと問い合わせてみましたならば、県に四半期分が来る部分が要は1カ月ごとの月割りで来るというような状況に今なっているということでありまして、被災地のほうは特別会計で行っている部分が多いのでそんなに大きい影響は出ないと思うのですが、今後保健福祉行政の中である一定のお金の塊といいますか、そういうものが確保されない場合に県民生活にどのような影響が出るのか、出ないのか、その点についての見通しなどについてお知らせ願いたいと思います。なければならない。

○浅沼副部長兼保健福祉企画室長 財源不足及びその対応の見通しというお尋ねでございました。現時点で直接的な影響ということで、私どもが承知している範囲では、情報としてはまだ届いてございません。ただし、今後の動向につきましては私どもも今情報収集中という段階でございます。財政当局とよく連携しながら、影響が少しでも仮に出ることが予想される場合でも、優先順位等々を考えながら影響が最小限にとどまるように対応を検討していくスタンスで臨みたいと考えているところでございます。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。

保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には委員会調査について御相談がありますので、そのままお待ちください。

次に、委員会調査についてお諮りします。当委員会の9月の県内調査についてであります。お手元に配付しております平成24年度環境福祉委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。